個人による投融資・寄付行為に関するガイドライン

第１条（目的）

一般社団法人ソーシャル・イノベーション・パートナーズ（以下「法人」という。）における理事の投融資に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、このガイドラインの定めるところによる。

第２条（対象範囲）

このガイドラインの対象範囲は、法人がベンチャー・フィランソロピー事業として経営支援を実践する団体・企業（以下「支援先」とする）に対して、法人の理事が個人として行う投融資とし、法人の理事が個人として支援先に対し行う寄付は本ガイドラインの対象外とする。

第３条（投融資の制限）

1　法人の理事が、個人として支援先に対して投融資をしようとする場合には、当該理事は、理事会において、当該投融資につき重要な事実を開示し、その承認を受けるものとする。

2　前項の理事会において、投融資をしようとする理事は、その承認の決議に加わることはできない。理事会は、法人の事業と当該投融資との競合や、当該投融資による法人に対する不利益を考慮し、承認の可否を決するものとする。

3　第１項の承認を要する投融資を行った理事は、当該投融資の実行後、遅滞なく、当該投融資につき重要な事実を理事会に報告するものとする。

4　法人の理事が個人として投融資を行っている団体・企業が、新たに法人の支援先となる場合には、当該理事は、当該団体・企業が新たに法人の支援先となることが確定した後遅滞なく、当該投融資につき重要な事実を理事会に報告するものとする。この場合、当該理事は、当該団体・企業が新たに法人の支援先となる時点において、当該投融資について理事会の承認を受けることを要しない。

5　前項の場合において、当該理事が、当該団体・企業に対し、追加の投融資をしようとするときは、第１項に準じて理事会の承認を受けるものとする。

第４条（規程の改廃）

このガイドラインの改廃は、理事会の決定による。

附　　則

第１条（施行期日）

このガイドラインは、　2022 年 11 月 24 日から施行する。

このガイドラインの一部改正は、2025 年 5 月 30 日から施行する。